

答 申 第 1 1 5 号  
平成31年1月28日  
(諮問公第134号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成28年11月5日付けで「平成〇年〇月〇日〇〇君を励ます会第1号、第2号及び写真」及び「鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所農林普及課課長井口寿郎が所有しているそれらに係る資料全て」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、開示請求の対象となった文書は、公文書に該当しないとして、平成28年12月5日付け熊屋久第3-43号で、公文書不開示決定を行ったが、この処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年3月2日付けで審査請求がなされた。

この審査請求について当審査会は、平成29年11月2日付け答申第109号において、「審査請求の対象となった文書について、公文書に該当しないとして不開示とした決定はこれを取り消し、『農林普及課長が作成した備忘録』以外を対象公文書として、改めて開示・不開示の判断をすべきである。」との答申を行った。

この答申を受け、実施機関は、平成29年12月27日付け熊屋久第3-32-21号において、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成30年2月10日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、農林普及課担当者が作成した備忘録、〇〇森林組合長が森林所有者家族に送付した文書（平成〇年〇月〇日付け及び平成〇

年○月○日付け), 貼り紙1号及び貼り紙2号において不開示とされた請求人及び請求人の家族に係る個人情報を取り消すとの裁決を求めるといふものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 公文書一部開示決定された文書のうち農林普及課担当者が作成した備忘録, ○○森林組合長が森林所有者家族に送付した文書, 貼り紙1号, 貼り紙2号については, 全ての個人情報が非公開となった。

イ その理由は, 鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人情報)に該当。当該部分は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別できるものであることから, 原則として不開示であり, 同号ただし書のいずれにも該当しない, との判断である。

ウ これに対し, 請求人は全ての個人情報を非公開とする判断に疑問を持っている。

なぜなら, 請求人や請求人の家族の情報が書かれた内容を知るために公文書の開示請求をしているにも関わらず, 一部開示では, 文書の内容が理解できず, 開示請求をする意味がないと言っても過言ではない。

エ 「○○森林組合長が森林所有者家族に送付した文書」について, 請求人が同文書を所持しており, その文書と一部開示された文書を比較すると過度にマスキングされており, 文書の内容の理解に苦慮する。

オ 貼り紙1号及び貼り紙2号についても, 平成○年○月○日に既に公に貼り出されていること, さらに, 平成○年○月○日に同文書を鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所農林普及課長の井口寿郎から請求人の家族に提示されている。

カ また, 同日付けで「平成○年○月○日○○君を励ます会第1号, 第2号及び写真」として既に請求人から公文書開示請求をしているにも関わらず, 今回の一部開示で決定された文書では, 貼り紙1号の差出人である「○○君を励ます会」の「○○君」をマスキングしている。そうする必要は全く無意味だと考える。

キ 今回の執行機関の判断は、鹿児島県情報公開条例第1条の「県民参加により公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。」とあるが、それを全く無視しており、県民のための公人、公務であるとの観点が抜け落ちており、誰か庇う、若しくは、何かを隠蔽しているとしか思えない。

ク 再度、示すが今回の場合、請求人及び請求人の家族の情報を公開することで、個人の権利利益を害するものとの判断には到底ならないと考える。

ケ 鹿児島県情報公開条例第1条には、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。」である。

コ 一方、弁明書では、「何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されるものではない」との解釈がなされている。

サ しかしながら、本条文中には一切、そのことが規定されておらず、県民や開示請求者の何人も理解できず、本条例を運用する行政の一方的な解釈であり本条例の目的から逸脱した対応である。

シ また、個人情報の開示を求めているにも関わらず、請求者の氏名等も不開示になされれば、本当に目的を果たすための文書か否かも行政側にコントロールされ、真実が分からない。

ス なお、過去に他自治体ではあるが、ある生徒が学校生活での成績、いわゆる内申書の開示を求める開示請求事案があったが、混乱はあったものの、開示がなされ、請求者の個人情報である氏名等も当然のことながら開示。

セ また、先日、〇〇町にも公文書開示請求を行ったが、開示請求者の個人情報はずべて開示されており、本来の情報公開制度の趣旨に合致し

ていると考える。

ソ 一方で、以下のような解釈による開示も求められる。

当初から、全面開示を求めてきた文書の内容は、開示請求人や家族の個人情報を書いた文書を公に貼り出し、誹謗中傷を行った行為であり、刑法上の名誉毀損罪や人権侵害にあたる文書である。

タ 実施機関は、同条例第7条第1号ア～ウに該当しないと反論しているが、本事案を同条例第7条第1号のイの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の裁量的に開示にすることを決定すべきである。

チ なぜなら、文書を公にすることで、しかるべき機関等が関係各機関等に協力を求めることで、請求者の生命、健康、生活を保護でき、解決につながるからである。

ツ しかし、そのことは、実施機関に再三にわたり、訴えてきたが鹿児島県情報公開条例を盾に全面開示にまで至らず、本来、公務員という立場でありながら、指導すら行わず、逆に、作成者と共謀しているようにも思われる。なお、請求人は今も不安定な生活を送っている。

テ 以上のことから、本条例第1条の目的が全く達成されないと考え、開示請求者の部分開示については、当然に全面開示されるべき文書であるものと反論する。

ト 個々の事案に応じた裁量的な公文書開示の判断が柔軟にできるよう、実施機関に対する指導、監視等を行う制度の構築を是非、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会で協議題として審議して頂くことを望む。

是非、条例の目的を踏まえた情報公開制度のありかたを検討願いたい。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

ア 農林普及課担当者が作成した備忘録（本件対象公文書1）

イ ○○森林組合長が森林所有者家族に送付した文書（平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付け）（本件対象公文書2）

ウ 貼り紙1号（本件対象公文書3）

エ 貼り紙2号（本件対象公文書4）

(2) 一部開示決定の理由

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

(イ) 個人の氏名及び続柄については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(ロ) 申請箇所の造林地地番については、開示することにより法務局の登記簿謄本などの情報と照合することにより〇〇氏所有林であることが判明するため個人識別情報に該当する。

(ハ) 個人の現状及び身体に関する部分については、個人の健康状態等を表している身体に関する情報であるため、不開示である。

(ニ) 造林地のある地区に関する部分については、居住区域を示す情報であるため、不開示である。

(ホ) 〇〇森林組合における役職名については、〇〇森林組合における役職名であり、〇〇森林組合に1名しかいない職及び地区を統括する職であって、その地区を統括する者は1名しかいないことから、開示すれば個人名が特定されるおそれがあることから、不開示とした。

(ヘ) 個人の私生活に関する部分については、個人の私生活に関する情報であるため、不開示である。

(ト) 森林所有者家族を表す部分については、森林所有者家族を指しており、個人が特定できるため、不開示である。

(チ) 個人の権利利益に関する部分については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示である。

(リ) 貼り紙の記述に登場する人物間の関係を表した部分については、個人に関連する情報であることから、不開示である。

- (ウ) 個人の内心に関する部分については、個人の様態や内心を表した情報であり、個人に関する情報とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報であって、個人に関連する情報全般を意味するので、個人の内心に関する情報は、不開示である。
- (エ) 個人の勤務先については、森林所有者家族の社会生活の状況に該当し、個人情報であることから不開示である。
- (オ) 開示請求制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されるものではない。
- (カ) したがって、特定の個人が識別される情報であれば、同条例第7条第1号のアからウ又は公益上の理由により裁量的開示に該当しない限り、不開示となり、今回の請求対象文書はこのいずれにも該当しないことから個人に関する情報を除いた部分を一部開示したものである。
- (キ) 審査請求人や審査請求人の目的、審査請求人側の個別的な事情により対応を変更することは二重の基準を作ってしまうことになる。
- (ク) 本件対象公文書3及び4は法令若しくは条例の規定により又は慣行として貼り出されたものではなく、また、同条例の手引きで「公にされ」とは、「当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実がある必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求時点では公にされているとは見られない場合があり得る。」とされていることから、当該資料は開示請求時点では貼り紙自体なく、公にされている情報でもなく、今後、公にする予定でもないことから該当しないと判断した。
- (ケ) 今回開示した本件対象公文書3及び4について個人情報に含まれているが、その内容が特定の個人を誹謗中傷しているとは内容とは思えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるとは思われないことから、同条例第7条第1号のイに該当しないと判断した。

#### 4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 2 月 19 日	諮問公第134号に係る諮問を受けた。
3 月 16 日	諮問公第134号に係る弁明書の写し及び反論書の写しを実施機関から受理した。
4 月 24 日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
11月 19 日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
12月 20 日	諮問の審議を行った。
平成31年 1 月 22 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記3(1)のとおりであり、本件対象公文書1は、審査請求人の家族から、〇〇森林組合が審査請求人の夫が所有する山林について、承諾なしに間伐を実施している旨の主張があったことを受け、屋久島事務所農林普及課の職員が作成した文書である。

本件対象公文書2は、〇〇森林組合長が森林所有者家族に送付した文書の写しであって、屋久島事務所農林普及課の職員が〇〇森林組合から取得した文書である。

本件対象公文書3及び4は、審査請求人の家族からの主張を受け、任意団体が、間伐作業を行った〇〇森林組合の職員を応援するために作成した文書の写しであって、屋久島事務所農林普及課の職員が貼り紙がしてあった店から取得した文書である。

実施機関は、上記3(2)アのとおり、本件対象公文書を条例第7条第1号に該当するとして一部開示したとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分のうち、本件対象公文書1から4において不開示とされた請求人及び請求人の家族に係る個人情報を取り消すとの裁決を求めていることから、本件対象公文書1から4が、実施機関の主張する条例第7条第1号本文に該当するかどうか、また、該当する場合に、条例第7条第1号ただし書ア及びイに該当するかどうかについて検討する。

なお、審査請求人は、2(3)ウ、エ及びシのとおり、請求人や請求人の家族の情報が書かれた内容を知るために公文書の開示請求をしているにも関わらず、一部開示では、文書の内容が理解できず、開示請求をする意味がない旨、「〇〇森林組合長が森林所有者家族に送付した文書」

について、請求人が同文書を所持しており、その文書と一部開示された文書を比較すると過度にマスキングされており、文書の内容の理解に苦慮する旨及び個人情報の開示を求めているにも関わらず、請求者の氏名等も不開示になされれば、本当に目的を果たすための文書か否かも行政側にコントロールされ、真実が分からない旨主張しているため、公文書開示請求制度における本人からの開示請求について、本人の個人情報の開示が認められるかどうかについても検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

a 個人の氏名及び続柄について

個人の氏名及び続柄は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

したがって、個人の氏名及び続柄を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 造林地地番について

造林地地番が記載された本件対象公文書1は、審査請求人の家族



から、〇〇森林組合が審査請求人の夫が所有する当該造林地地番の山林について、承諾なしに間伐を実施している旨の主張があったことを受け、屋久島事務所農林普及課の職員が作成した文書であり、当該造林地地番を開示すると、登記簿謄本と照合することにより、当該造林地の所有者である審査請求人の夫が識別されるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

したがって、造林地地番を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

c 個人の現状及び身体に関する部分

個人の現状及び身体に関する部分には、個人の病状や健康状態等を表す情報が記載されている。

個人の病状や健康状態等を表す情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、別表「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、個人の病状や健康状態等を表す情報以外が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとは認められず、条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

d 造林地のある地区に関する部分

造林地のある地区に関する部分には、当該造林地のある地区名が記載されている。

実施機関に説明を求めたところ、当該地区の居住者は200名程度であるということだった。

当該地区の居住者が200名程度であること及び本件対象公文書2から4が、当該造林地における間伐作業についての〇〇森林組合と審査請求人等との間での事案に関する文書であることを踏まえると、当該造林地のある地区名を公にすることにより、審査請求人等が識別されることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

したがって、造林地のある地区に関する部分を条例第7条第1号

に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

e ○○森林組合における役職名

○○森林組合における役職名のうち、○○森林組合に1名しかいない役職名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

しかし、地区を統括する役職名については、上記dで判断したとおり、造林地のある地区に関する部分は不開示としていることを勘案すると、地区名が公になっていない以上、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとは認められず、条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

f 個人の私生活に関する部分

個人の私生活に関する部分には、社会生活の状況や現在の住所に関する情報が記載されている。

社会生活の状況や現在の住所に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

したがって、個人の私生活に関する部分を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

g 森林所有者家族を表す部分

森林所有者家族を表す部分には、造林地のある地区名が記載されている。

上記dで判断したとおり、造林地のある地区に関する部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

したがって、森林所有者家族を表す部分を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

h 個人の権利利益に関する部分

実施機関は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示である旨主張する。

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とは、匿名の作文や、

無記名の個人の著作物のように個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報が該当すると考えられる。

審査会において、対象公文書を見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、個人の内心を吐露したものなど個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は記載されていなかった。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

i 貼り紙の記述に登場する人物間の関係を表した部分

実施機関は、個人に関連する情報であるため、不開示である旨主張する。

しかし、審査会において、対象公文書を見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、貼り紙の記述に登場する人物間の関係を表す一般的な言葉が記載されているのみで、具体的な続柄は記載されていなかった。

したがって、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとは認められず、条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

j 個人の内心に関する部分

実施機関は、個人に関する情報とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報であって、個人に関連する情報全般を意味するので、個人の内心に関する情報は、不開示である旨主張する。

しかし、条例第7条第1号においては、上記4(2)イ(ア)のとおり、個人に関する情報のうち、個人識別性を有するもの又は個人識別性は有しないが個人の権利利益を害するおそれがあるものが不開示となる。

審査会において、対象公文書を見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、個人の内心を表した情報並びに本件対象公文書3及び4を作成した任意団体が個人の心情を推測して表した情報が記載されていた。

個人の内心を表した情報については、個人に関する情報ではある

が、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することはできないが、個人が内心を吐露したものなどのように、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められず、条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

本件対象公文書3及び4を作成した任意団体が個人の心情を推測して表した情報についても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとは認められず、条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

k 個人の勤務先

個人の勤務先は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当すると認められる。

したがって、個人の勤務先を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

審査請求人は、本件対象公文書3及び4について、平成〇年〇月〇日に既に公に貼り出されている旨主張していることから、条例第7条第1号ただし書アに該当する旨主張していると解される。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件対象公文書3及び4は、間伐作業に係る私人間の事案に関して任意団体が作成したものであった。

過去に貼り出されていたものではあるが、実施機関によると、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされたものではなく、また、今後、公にする予定でもない、とのことであった。

したがって、条例第7条第1号ただし書アに規定する「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、全部開示を求めてきた文書によって、請求人や家族の個人情報公に貼り出され、誹謗中傷が行われており、これらの行為は刑法上の名誉毀損罪や人権侵害にあたるため、同条例第7条第1

号ただし書イに該当し開示すべきである旨主張している。

同号ただし書イの趣旨は、同号本文により原則として不開示とされる個人情報、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益上の必要性が認められるときは、これを不開示とする合理的な理由は認め難いので、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示するというものである。

しかし、審査会において、対象公文書を見分したところ、本件対象公文書1から4は、間伐作業に係る私人間の事案に関する文書であり、当該文書に記載された個人情報を公にする公益上の必要性は認められない。

したがって、条例第7条第1号ただし書イに該当しないとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### ウ 本人からの開示請求について

審査請求人は、請求人や請求人の家族の情報についても開示すべきである、請求人がすでに保有している文書についても、過度に不開示とされているなどと主張している。

しかし、条例第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と規定され、請求者を何ら区別することなく公文書の公開を請求する権利を付与しており、条例第7条に規定する開示・不開示の基準においても、請求者が本人である場合や、あるいは請求の目的や動機等の個別的な事情で特則を設けず、個人情報の本人開示に不可欠な本人確認の手続きも定めていない。

このことからすると、条例に基づく公文書開示請求制度においては、請求者が誰であるかや、請求の目的や動機等の個別的な事情によって、開示・不開示等の決定内容に差異を設けることはできない。

したがって、審査請求人が審査請求人やその家族の情報を開示請求した場合であっても、審査請求人が開示請求した文書と同じ文書を所持している等の個別的な事情がある場合であっても、第三者からの請求と同様に取り扱い、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当するとして、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表

不開示部分	公文書の名称	審査会の判断
個人の氏名及び続柄	本件対象公文書 1 から 4	不開示妥当
造林地地番	本件対象公文書 1	不開示妥当
個人の現状及び身体に関する部分	本件対象公文書 1 から 4	以下の部分については開示すべき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件対象公文書 2 の 6 行目28文字目から 7 行目11文字目</li> <li>・ 本件対象公文書 2 の 8 行目26文字目から 9 行目10文字目</li> <li>・ 本件対象公文書 3 の 6 行目 1 文字目から 15文字目</li> <li>・ 本件対象公文書 3 の16行目25文字目から 17行目 2 文字目</li> </ul>
造林地のある地区に関する部分	本件対象公文書 2 から 4	不開示妥当
〇〇森林組合における役職名	本件対象公文書 1 及び 2	地区を統括する役職名は開示すべき
個人の私生活に関する部分	本件対象公文書 2	不開示妥当
森林所有者家族を表す部分	本件対象公文書 2	不開示妥当
個人の権利利益に関する部分	本件対象公文書 3 及び 4	開示すべき
貼り紙の記述に登場する人物間の関係を表す部分	本件対象公文書 3	開示すべき
個人の内心に関する部分	本件対象公文書 3 及び 4	開示すべき
個人の勤務先	本件対象公文書 4	不開示妥当